

平成30年度 日本大学危機管理学部個人研究費 研究実績報告書

所属： 危機管理学部 危機管理学科

資格： 准教授

氏名： 永沼 淳子

研究課題		改正相続法における遺言と相続の効力の研究
報告の概要	研究目的及び研究概要	遺言による相続財産の処分については、相続分の指定、遺産分割方法の指定、遺贈等がある。しかし、これらの方法により処分された相続財産に関し、財産を処分した相続人とそれを取得した第三者との権利関係について、条文上は明らかではない。この点について判例は、相続分の指定や「相続させる」旨の遺言があった場合、相続人は登記なくしてその権利を第三者に対抗できるとするのに対して、遺贈の場合は対抗要件の問題であるとして、登記なくして第三者に対抗できないとされている。この判例理論つき、改正相続法899条の2は見直しをおこない、法定相続分を超える部分の取得について第三者に対抗するためには、登記等の対抗要件を備えなければならないとした。改正法899条の2は、前述のように従来判例理論を変更する改正であることから、相続人と第三者の共有関係を、既存の法制度により処理する場合、遺産分割か共有物分割によるべきか検討し、改正相続法における相続の効力について明らかにする。
	研究成果	「個人研究費」をもちいた今年度の研究成果としては、2018年11月4日、日本法政学会の第129回研究会で個人の研究報告を行った。この報告は研究課題と合致しており、改正相続法899条の2について、従来判例理論を変更する改正であることから、相続人と第三者の共有関係を、既存の法制度により処理する場合、遺産分割か共有物分割によるべきか、学説、従来判例理論、実務の現状など、多角的な検討を行った。 次年度に対する反省点としては、研究課題である相続と遺言について、紛争に発展する実例として過去の判例を紹介した。しかし、相続と遺言に関する紛争を解決するには、法律に知悉していない人々が「遺言の効力」をどのように理解しているかを知ることが必要である。この点について、統計やアンケート資料が少ないため、裁判事案の焼き直しの印象が残ってしまった。来年度以降、相続と遺言についての実地調査を行いたい。
研究業績	・論文および著書 著者名・論文タイトル・雑誌名・査読の有無・巻・発行年・ページ数	なし
	・学会発表等 発表者名・発表タイトル・学会名・発表年月日・発表場所	学会報告：永沼淳子『改正相続法における相続の効力』日本法政学会第129回研究会、2018年11月4日、北海学園大学
	・その他 *書評、雑誌投稿など 著書名・タイトル・掲載誌名・発表年月・発行所 *講演会、研究会等での講演・発表 発表者・発表年月・題目名・講演会等名 *社会貢献活動等	なし